

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

本学では、社会的機関として必要な組織倫理に関し「学校法人御船学園就業規則」及び「学校法人御船学園事務組織規程」等の必要な規程を定め、教職員の法令順守の徹底に努めている。自己点検評価の実施についても学則第3条で定め、教育水準の向上と社会的使命の達成を目的とした教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を定期的に行っている。

また風災事変、人権問題等の大学の意に反する課題が生じた場合、これを迅速に解決し、正常な大学経営を回復するための方策を研究協議するために「平成音楽大学課題研究特別委員会」を設置している。その下部組織としてキャンパスハラスメント防止機構を設置し、大学のすべての学生及び教職員の人権を保障しながら、個人の尊厳と男女の本質的平等に立脚したキャンパスハラスメントのない、健全で快適な環境の下に学園生活ができるよう努めている。

個人情報の保護に関しては、「個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針」を定め、プライバシーの権利・保護に対する姿勢を対外的に明らかにしている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

平成17(2005)年4月の私立学校法の改正により、理事会が学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関であり登記された理事長等が学校法人の執行機関である、と経営責任の明確化が図られた。本学園では理事長のみを登記し経営責任者と定めた。また、監事の監査対象が「学校法人の業務」と広げられ教学関係にも指摘することができるとされた。本学園では教学関係までは及ばず「理事の業務執行状況」と「財務監査」を行っているが、公認会計士からも規定通りの監査を受け適正な処理を期している。なお、財務情報の開示についても利害関係者からの請求に応ずるべく財務書類、事業報告書、監査報告書等を整えて準備している。

個人情報の保護に関しては、学生の個人情報は学事関係部署(学生課、教務課等)が主管し適切な管理に努めている。一方教職員の個人情報は総務関係部署(庶務課、会計課等)が主管し適正な管理に努めている。

キャンパスハラスメントに関しては、教職員による防止対策委員会を設け、パンフレット配布や啓発講座の開設により防止を呼びかけている。また、ハラスメントを受けた者がその保護・救済について相談するための窓口を設けている。さらに学生が直面する学業、進路、学園生活等の支援のために学生相談室を設けている。担当教員のほか、非常勤のス

クールカウンセラーが週2日に対応している。

公正な入学試験を実施するため「平成音楽大学入学者選考規程」を定め、試験の種類、試験内容、配点(境界点)、採点方法等についての細かい定めに従った運営をしている。

学生に対しては、入学時に学則、履修規程及び学生生活に関する規程等を掲載した学生便覧を配布して適切に運営している。

(2) 11-1の自己評価

社会的機関としての組織倫理については、基本的な項目や部署等での規程や定めにおいて整備している。それに基づき適切に実行している。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

社会との信頼関係を積極的に構築していくために、さらに透明性と信頼性の高い経営を志向していく。キャンパスハラスメントの防止、個人情報の保護に関しては具体的な問題が発生しているわけではないが、他大学の事例などを参考に未然に防止する具体策等を講じていきたい。また、苦情や要望等については、さらなる迅速な対応と未然に防止するための取組みを強化していく。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 事実の説明(現状)

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

危機管理に関しては「平成音楽大学課題研究特別委員会」が対応することとして、規程に「風災地変・集団感染症等の緊急事件の発生に対する対応策に関する事項」として掲げている。また「学校法人御船学園安全衛生委員会」も設置しており、健康障害防止、健康維持増進等の対策に対応できるようにしている。新型インフルエンザや麻疹等への集団感染を防ぐため学生、教職員へ掲示等で対応策を告知し予防を呼びかけている。

災害に対しては「防火管理規程」により体制を整えると共に、消防署の指導のもとに年1回の防火訓練を実施している。また業者による火災報知器、内消火栓等の点検を年2回実施するなどの備えをしている。

台風、積雪、集団感染など緊急時における学生や教職員への注意喚起や、自宅待機あるいは休講等の連絡については、大学のホームページへパソコンまたは携帯電話からアクセスして知ることができるシステムをとっている。

交通事故、ハラスメントなど学生の災難に対しては、学事関係部署(学生課、教務課等)から前期、後期それぞれに開始時のオリエンテーションを含め、掲示などにより機会あるごとに注意を喚起している。また、その解決に向けての相談にも応じる体制をとっている。

学内への不審者の立入を防ぐために、来学者には守衛室にて入構証を渡しそれを着用する体制をとっている。

(2) 11-2の自己評価

台風に対する備えは毎年のもので対応しやすいが、集団感染症等への対応は監督庁や県行政からの指導のもとに対応しているのが現状である。防火管理については消防署の指導を受けたり防火用具の点検を行ったりしているので、大方の整備はできているといえる。

本学の校内には女子学生 77 人が居住している学生寮がある。以前は学内周辺に痴漢や変質者が出没していたが、地元警察署と密に連携を取って、防犯講習会の開催や学内周辺の定期的パトロールを実施して貰っている。おかげで最近は被害は出ていない。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

防火管理は大方整備ができているが、最近は大きな地震等による被害が多発していることを考えると、防火のみに止まらず「防災管理」に拡大した管理マニュアルが必要であると考える。

11-3. 大学の教育研究成果を公平かつ適性に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公平かつ適性に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 事実の説明(現状)

11-3-① 大学の教育研究成果を公平かつ適性に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学の広報誌は昭和 59(1984)年 7 月から「熊音短大学報」と称して年 3 回発行していた。平成 13(2001)年に短期大学から平成音楽大学に改組転換した折、広報紙も一新し、学園通信「平成ミュージックタイムス」と改め、大学の現状、学生・教職員の活動状況、収支計算書等を掲載し毎年 1 回発行している。

広報誌のメインとなるのは「平成音楽大学学園案内」である。入試センター員と広報課を中心に協議し作成して、学科編成、カリキュラム、教員紹介、学生生活、就職状況など本学の内容を全般にわたり掲載している。この学園案内を九州全域の高等学校を始め音楽指導者及び入学志願者等へ送付している。更に 7 月までに教職員が手分けして高校等を訪問し配布する広報活動を行っている。

教員の研究活動支援のために「平成音楽大学学術研究委員会」を設けている。その活動の一つとして教員の教育研究活動を紹介する「平成音楽大学紀要」を年 2 回発行している。内容は研究紀要と各教員の研究活動状況としている。これは全国の主だった大学の図書館へ送っており、大学の広報活動の一助となっている。

紀要論文で成果発表がしにくい音楽実技系の教員においては、教育研究成果を演奏することで発表している。7 月に行う「教員コンサート」や 12 月の定期演奏会がそれである。

1年間の研鑽の集大成として学外の演奏会場で一般公開として行っている。また、音楽学科の学生の4年間の成果発表としては、実技試験等で選抜された学生が学外の会場で一般公開により行う「卒業演奏会」がある。幼児音楽教育学科学生の卒業発表としては全員参加により、学外会場を使用して一般公開による「卒業ステージ」を開催する。こうしたことは学外における研究発表であるとともに広報活動ともなっている。

音楽学科音楽療法コースを中心とした音楽療法情報センターも活発に活動している。音楽療法について専門的に研究する機関として、平成9(1997)年(旧熊本音楽短期大学時代)に設立。これまでに音楽療法士のための研修や、医療・福祉・療育など地域ニーズと音楽療法士を結びつけるためのセミナー開催や実践・広報活動に取り組んでいる。また本学の専門員が学外からの問い合わせに応じたり、音楽療法の職域開拓に力を入れて、九州・熊本の音楽療法研究実践のキーステーションとしての取り組みを続けている。このことはホームページや口コミでも広報され、熊本県内の専門研究機関として確立されている。

(2) 11-3の自己評価

本学の教育研究の特色や学科・コース等に係る内容については、刊行物やホームページで高校生等へ広報している。この刊行物やホームページを作成するにあたっては入試センター員と広報課で順次検討整備してきている。

教員や学生の成果発表についても演奏委員会、運営委員会等で協議して内容を吟味のうえで一般公開し、学園の活動報告として広報している。

現状から広報活動については、やや不足を感じるところもあるが大方評価できる。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

本学では演奏活動等が多く他大学と比べてテレビや新聞等のマスコミに取り上げられることが多いのが利点である。今後もさらに演奏やイベントに趣向を凝らして広報活動の一助にしたい。しかし、現代の社会情勢における広報としては、インターネットの活用が不可欠である。学園のホームページ等を充実し、正確で透明性の高い情報発信を行うよう心がけた広報活動を展開したい。

【基準11の自己評価】

社会的機関としての組織倫理については、基本的な項目や部署等での規程により整備している。

危機管理体制については、学内の各委員会において迅速に対応できる体制が出来ている。また、外部等とのトラブルや被害については所轄の消防署や警察署と綿密に連携することで対処できる状況である。

教育研究成果の学内外への広報活動については、紀要、刊行物やホームページで行う他、実技をステージで実演し公開することで本学の教育内容を広く知らしめている。

現状から広報活動については、やや不足を感じるところもあるが大方評価できる。

【基準11の改善・向上方策(将来計画)】

社会的機関としての組織倫理については、さらに透明性と信頼性の高い経営を志向していく。

危機管理体制については、キャンパスハラスメントの防止、個人情報の保護は他大学の事例などを参考に未然防止する具体策等を講じていきたい。防火管理を防火のみに止まらず地震災害等も見据えた「防災管理」に拡大した管理マニュアルを作成したい。

教育研究成果の学内外への広報活動については、本学の特徴でもある演奏活動等をテレビや新聞等のマスコミを使った広報活動を更に活発化すると共に、インターネットによる広報にも力を入れていきたい。